

令和4年12月15日

会 員 各 位

熊本市歯科医師会
(医療管理委員会扱い)

診療用放射線に係る安全管理体制について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和2年4月1日より、診療用放射線に係る安全管理体制に関する規定が施行されています。歯科診療所において求められる対応は、下記の3点です。

「診療用放射線に係る安全管理のための責任者の配置」
「診療用放射線の安全利用のための指針の策定」
「放射線診療に従事する者に対する診療放射線の安全利用のための研修の実施」

診療用放射線の安全安心利用のための指針を策定するにあたり「診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドライン」が定めてあり、研修を1年度当たり1回以上、開催し記録を残すことになっています。

詳細は、熊本県歯科医師会 HP にありますので参考になしてください。

また、研修については日本歯科医師会の E-システムの「診療用放射線の安全利用の研修」がありますのでご活用ください。

【熊本県歯科医師会ホームページ】

会員専用(ID:kumaha、PW:mt3sbx) > 厚生医療管理 > 通知文書

- ・診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドライン
- ・診療用放射線の安全利用のための指針例

【E-システム】

ログイン > 教材コンテンツ検索 >

「コンテンツを探す」の検索ワード(項目に「放射線」、年月に「2020 年 11 月～2020 年 11 月」)を入力し検索

- * 放射線の安全利用の研修の動画は ABC3種類の動画がありますが、内容は同じもので最終テストに違いがあります。動画内容は同じですので、いずれかを視聴すれば受講完了になります。また、修了証の出力はありませんので、行政より書類の提出を求められた場合は、Eシステムの受講履歴を提出してください。
- * 「単位登録をする」を押さないと生涯研修単位にならないのでご注意ください。